

長野工業高等専門学校内部組織規則

全部改正 令和4年7月4日

最終改正 令和6年7月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第11条の規定に基づき、本校の内部組織を定める。

(副校長)

第2条 本校に、副校長を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 教務主事
- 二 学生主事
- 三 寮務主事
- 四 専攻科長
- 五 総務主事
- 六 研究主事
- 七 事務部長

2 副校長は、校長の職務を補佐する。

3 前項第一号から第六号に規定する副校長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 校長に事故あるときは、第2項第一号に規定する者がその職務を代行する。

(校長特別補佐)

第3条 本校に、校長特別補佐を置くことができる。

2 校長特別補佐は、校長の命により校長の職務を補佐するとともに、校長が定めた特定の事項を担当する。

3 校長特別補佐は、准教授以上の専任教員をもって充てる。

4 校長特別補佐の任期は、任命された当該年度の末日とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(主事補)

第4条 本校に、教務主事補、学生主事補及び寮務主事補（以下「主事補」という。）を置く。

2 主事補は、当該主事の職務を補佐する。

3 主事補は、講師以上の専任教員をもって充てる。

4 主事補の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻科長)

第5条 本校の専攻科に、専攻科長を置く。

- 2 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科に関する事項を掌理する。
- 3 専攻科長は、専攻科を担当する教授をもって充てる。
- 4 専攻科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻長)

第6条 本校の専攻科の各専攻に、専攻長を置く。

- 2 専攻長は、専攻科を担当する教授又は准教授をもって充てる。
- 3 専攻長は、専攻科長の職務を補佐し、当該専攻の教育・研究及び運営に関することを総括するとともに、連絡調整にあたる。
- 4 専攻長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学科長)

第7条 本校の工学科に、学科長を置く。

- 2 学科長は、教務主事をもって充てる。
- 3 学科長は、工学科の教育・研究及び運営に関することを総括するとともに、連絡調整にあたる。

(系長，院長)

第8条 工学科に、学則第7条第2項に規定する系（以下「各系」という。）のほか、リベラルアーツ教育院（以下「教育院」という。）を置く。

- 2 各系には系長を置き、教育院には院長を置く。
- 3 系長及び院長は、校長が指名する。
- 4 系長及び院長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副系長，副院長)

第9条 各系及び教育院に必要な応じ、副系長及び副院長を置くことができる。

- 2 副系長及び副院長は、工学科に所属する教授又は准教授をもって充てる。
- 3 副系長及び副院長は、系長及び院長を補佐する。
- 4 副系長及び副院長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学級担任)

第10条 各学級に、学級担任を置く。

- 2 学級担任は、当該学級の運営及び学生の指導にあたる。
- 3 学級担任の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任

者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学級副担任)

第11条 第1学年及び第2学年の各学年、並びに第3学年、第4学年及び第5学年の各学級に、必要に応じ、学級副担任を置くことができる。

2 学級副担任は、当該学年若しくは当該学級の学級担任を補佐する。

3 学級副担任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学年主任)

第12条 各学年に、学年主任を置く。

2 学年主任は、当該学年の学級担任のうちから充てる。

3 学年主任は、当該学年の運営に関し、主事、工学科長、系長、院長及び学級担任との連絡調整にあたる。

4 学年主任の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学校施設)

第13条 本校に、次に掲げる学校施設を置き、それぞれ施設長を置く。

- 一 図書館
- 二 情報教育センター
- 三 技術教育センター
- 四 地域共同テクノセンター
- 五 国際交流センター
- 六 グローバルエンジニア育成センター
- 七 高速信号伝送評価センター
- 八 ソーシャルイノベーション・サポートセンター

2 各学校施設の組織及び運営並びに施設長等については、別に定める。

(室)

第14条 本校に、次に掲げる室を置き、それぞれ室長を置く。

- 一 男女共同参画推進室
- 二 学生相談室
- 三 広報企画室
- 四 リスク管理室
- 五 基金室
- 六 進路支援室
- 七 入試広報室
- 八 教学IR室

2 各室の組織及び運営並びに室長等については、別に定める。

(諸会議)

第15条 本校に、次に掲げる諸会議を置く。

- 一 執行会議
- 二 運営会議
- 三 教員会議

2 各会議の組織及び運営等については、別に定める。

(委員会等)

第16条 本校に、運営に必要な事項を審議及び実施するため、委員会等を置くことができる。

2 委員会等の組織及び運営等については、別に定める。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、本校の内部組織等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年7月4日 全部改正)

- 1 この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、電子情報工学科長、環境都市工学科、及び一般科が存続する日までの間、下表左欄の長を置き、下表右欄の者が兼ねるものとする。

機械工学科長	機械ロボティクス系長
電気電子工学科長	情報エレクトロニクス系長
電子制御工学科長	機械ロボティクス系長
電子情報工学科長	情報エレクトロニクス系長
環境都市工学科長	都市デザイン系長
一般科長	リベラルアーツ教育院長

- 3 長野工業高等専門学校研究支援委員会規則(平成17年4月1日施行)は、廃止する。
- 4 長野工業高等専門学校環境委員会規則(平成22年9月16日施行)は、廃止する。

附 則 (令和4年8月1日 一部改正)

この規則は、令和4年8月1日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月16日 一部改正)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校教育支援センター規則(令和2年4月1日施行)は、廃止

する。

- 3 長野工業高等専門学校グローバル教育推進センター規則（令和2年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（令和6年7月18日 一部改正）

- 1 この規則は、令和6年7月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 長野工業高等専門学校タイ協働センター規則（平成29年12月22制定）は、廃止する。